

令和7年 秋の全国交通安全運動 実施要綱

1 期間

令和7年9月21日（日）～9月30日（火）

（9月30日（火）は「交通事故死ゼロを目指す日」）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- （1）県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- （2）推進機関・団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。

4 運動の重点

- （1）歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
夕暮れ時や夜間に外出する際は、反射材用品やLED、明るい目立つ色の衣服等を着用してご自身の命を守りましょう。
また、歩行者側に違反のある交通事故も発生しています。
歩行者は、ご自身の命を守るために、近くに横断歩道があれば横断歩道を渡るなど、交通ルールを必ず守りましょう。
推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 歩行者

- （ア）夕暮れ時や夜間に外出する際は、反射材用品やLEDライト等を着用して交通事故を防止しましょう。
また、明るい目立つ色の衣服を着用し、靴や靴などにも 反射材用品等を取り付けましょう。
- （イ）「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」、「信号を守る」、「走行車両の直前直後を横断しない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- （ウ）「歩きスマホ」は周りが見えなくなり大変危険です。必要なときは、安全な場所で立ち止まって確認をするようにしましょう。
- （エ）「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」（※1）を推進しましょう。
- （オ）横断歩道を横断中も、周囲の安全を確認しながら横断し、交通事故を防止しましょう。
- （カ）高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時には、特に左から来る車に注意しましょう。

イ 家庭等

- (ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) こどもの通学路や行動範囲をこども目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。
- (ウ) こどもに対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。
- (エ) 夕暮れ時や夜間に外出する際の危険性について話し合い、反射材用品やLEDライトを着用するようにしましょう。
- (オ) 夕暮れ時や夜間における自転車の運転についても、反射材用品等の活用や明るい目立つ色の衣服を着用するように話し合い、交通事故から身を守りましょう。

ウ 職場・学校等

- (ア) クラブ活動や塾で帰宅時間が遅くなる生徒に対して、着衣、バッグ、自転車への反射材用品等の着用を推奨しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」(※2)を推進し、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図りましょう。
- (ウ) 「ACTION38キャンペーン」(※3)を推進し、信号機のない横断歩道における交通事故を防止しましょう。
- (エ) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- (オ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、正しい横断方法の習得に努めましょう。
- (カ) あらゆる機会を通じ、横断歩道での歩行者優先が道路交通法で規定するルールであることを周知し、歩行者に対する思いやりのある運転を推進しましょう。

※1「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、ドライバーに顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。



横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンシンボルマーク

※2「まもってくれてありがとう運動」とは

「まもってくれてありがとう運動」は児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち(歩行者保護の気持ち)を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

※3「ACTION38キャンペーン」とは

道路交通法38条(横断歩道等における歩行者等の優先)の「38」を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、三重県から歩行者保護の行動(ACTION)を起こすことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



ACTION38 キャンペーンシンボルマーク

- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
悪質・危険な飲酒運転や妨害運転、ながらスマホ等は、悲惨な交通事故につながる危険性があります。

ドライバーは、交通ルールを遵守するとともに、思いやりのある運転に努めましょう。

また、秋は、日に日に日没時間が早まり、夕暮れ時や夜間の重大事故の発生が懸念されます。

自動車は早めのライト点灯とハイビームを活用し、交通事故防止に努めましょう。

推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 運転者

- (ア) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。
- (イ) 飲酒することが予想される場合には、バス、タクシー、電車等の公共交通機関を利用し、飲食店等に車で行くときは、あらかじめ飲まない人（ハンドルキーパー）を決めましょう。
- (ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。
- (エ) 運転中にスマートフォンの使用等（いわゆる「ながらスマホ」）をすると、注意力が散漫となり、悲惨な交通事故につながる危険性があります。
運転中にスマートフォンの使用等をするのは絶対にやめましょう。
- (オ) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は重大事故につながる危険な行為です。
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。
- (カ) 早めのライト点灯を励行するとともに、対向車や先行車がいらない場合には、歩行者等をいち早く発見できるようハイビームを使用しましょう。
- (キ) オートライト機能を装備する自動車においても自車の点灯状況を確認し、必要に応じ手動での点灯に努めましょう。
- (ク) 自転車も早めにライトを点灯し、反射材用品等を活用しましょう。
- (ケ) 横断歩道では、歩行者がいらないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行し、横断しようとする歩行者がいる場合には手前で必ず停止して歩行者を安全に横断させましょう。
- (コ) こどもが日常的に集団で移動する通学路等においては、速度を落とし、特に交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。
- (サ) 横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律に定められたルールです。
運転者は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。
- (シ) 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響を理解し、慎重な運転を心掛けましょう。
また、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）等への乗換えを検討しましょう。（※4）
- (ス) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納についても検討しましょう。
- (セ) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、自身や同乗者の命を守りましょう。

(ソ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。

6歳以上であっても、こどもの体格によっては、車のシートベルトが十分な効果を発揮できない場合があるため、目安として身長が150cmに達するまでは、チャイルドシートやジュニアシートの活用を検討しましょう。

(タ) 二輪車を運転するときは、ヘルメットを正しく着用し、交通事故発生時の被害軽減のため、プロテクターを着用しましょう。

また、速度を十分に落として交通事故防止に努めましょう。

イ 家庭等

(ア) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に、相手方に対する補償や、自身や家庭に及ぼす影響など、飲酒運転の代償について話し合いましょう。

(イ) 飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」に努めましょう。

(ウ) 日に日に日没時間が早まるこの時期は、夕暮れと帰宅時間帯のラッシュが相まって、交通事故の多発が懸念されます。

用事になるべく昼間に済ませ夕暮れ時の外出を減らすなど、交通事故防止について工夫しましょう。

ウ 職場・学校等

(ア) 社内研修等で、飲酒運転の悪質性や危険性の周知を図り、職場や学校が一体となって「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」に努めましょう。

(イ) 運転前後等に目視とアルコール検知器等で酒気帯びの有無を確認し、飲酒運転の未然防止に努めましょう。（※5）

(ウ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。

(エ) 運転をする人に酒類を提供する行為、車両を提供する行為、同乗する行為はいずれも飲酒運転者とともに厳しい処罰の対象となります。

「ハンドルキーパー運動」（※6）を推進して、飲酒運転を根絶しましょう。

(オ) 出退勤時のシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

(カ) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

また、夕暮れ時や夜間の運転時の注意喚起を行い、交通事故防止に努めましょう。

※4 サポカー・サポカーSとは・・・

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動ブレーキ）を搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動ブレーキ）に加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。



※5 事業所等における安全運転管理者業務について

詳細は、三重県警察公式ホームページをご覧ください。



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・安全運転管理者制度について」にリンクします

※6 「ハンドルキーパー運動」とは

飲酒運転を防止するため、やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、仲間同士や飲食店の協力を得てあらかじめ飲まない人を決め、その人が仲間を安全に自宅まで送り届けるものです。



【参考】

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。）は、「車両」であることを認識し、交通ルールを理解・遵守して交通事故防止に努めましょう。

また、交通事故の被害を軽減するために全ての方がヘルメットを着用しましょう。
推進事項については下記のとおりです。

推進事項

ア 自転車の利用者

(ア) 令和5年4月1日から全ての自転車利用者を対象にヘルメットの着用が努力義務になりました。

交通事故から命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

(イ) 「自転車安全利用五則」(※7)を守り、交通事故を防止しましょう。

(ウ) 二人乗り、並進、傘差し、スマートフォン・イヤホンの使用等が、交通ルール違反であることを認識し、自身や周囲に対して危険を及ぼすような運転は絶対にやめましょう。

(エ) 自転車も車両であり、飲酒運転は絶対にやめましょう。（令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、携帯電話使用等及び酒気帯び運転の罰則が整備されました。）

(オ) 乗車前には、自転車等の安全点検をして安全に走行しましょう。

(カ) 反射材用品等を使用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。

(キ) 自転車の運転者は、万が一の交通事故に備え、自転車損害賠償責任保険等(※8)に加入しましょう。

イ 特定小型原動機付自転車等の運転者

(ア) 基準を満たす電動キックボード等は、「特定小型原動機付自転車」に該当し、16歳以上であれば、免許不要で利用することができますが、ナンバープレートの取付や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になるなどのルールが定められています。

(イ) 全ての電動キックボード等が特定小型原動機付自転車に該当するわけではなく、原動機の定格出力等によっては、一般の原動機付自転車等の区分になりますので注意が必要です。

電動キックボード等を利用する際は、正しい交通ルール(※9)を理解し、安全に走行しましょう。

(ウ) ペダル付き電動バイクは、法律上の一般原動機付自転車又は自動車に区分されます。

原動機を用いず、ペダル等のみを用いて走行する場合でも、運転免許や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になります。

ペダル付き電動バイクを利用する際は、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

(エ) 電動キックボード等を運転する方も、反射材用品を着用し、他の車両からの視認性を向上しましょう。

(オ) 交通事故から命を守るためにヘルメットを正しく着用しましょう。

ウ 家庭等

(ア) こどもに道路標識の意味や正しい自転車の乗り方を指導し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

(イ) 自転車利用時に幼児を幼児座席に乗車させるときは、ご自身もヘルメットを着用するとともに幼児にヘルメットを着用させ、シートベルトを着用しましょう。

また、幼児2人同乗用自転車では乗車・降車時等における転倒事故(※10)に注意しましょう。

(ウ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等(※8)に加入しましょう。

エ 職場・学校等

(ア) 学校等においては、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、職員、児童、生徒の交通安全意識の高揚を図りましょう。

(イ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、ヘルメット着用の徹底や正しい交通ルールの実践を指導しましょう。

(ウ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等(※8)に加入しましょう。

※7 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

※8「自転車損害賠償責任保険等」への加入は義務です。

三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から、

- 自転車運転者(未成年を除く)
- 保護者(監護する未成年者が自転車を運転する場合)
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者

は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました。

三重県交通安全条例(自転車保険への加入義務)に関する詳細は、三重県公式ホームページをご覧ください。

三重県公式ホームページ

「三重県交通安全条例」のページへリンク



※9 特定小型原動機付自転車のルール

一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」として定められました。

【特定小型原動機付自転車の基準や主なルール】

- ・ 車体の大きさ 長さ 190cm 以下 幅 60cm 以下
- ・ 定格出力が 0.6kw 以下の電動機を用いること
- ・ 構造上の最高速度が 20km/h 以下であること
- ・ A T 機構であること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること
- ・ 自動車損害賠償責任保険等への加入
- ・ ナンバープレートの取得と取付義務
- ・ 16 歳未満の運転は禁止
- ・ 飲酒運転の禁止

詳細な交通ルールは三重県警察ホームページをご覧ください



三重県警察ホームページへリンク

※10 自転車用幼児座席、幼児 2 人同乗用自転車を利用するために

- 自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！
～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車の転倒事故からお子さまを守りましょう！
～幼児乗せ自転車を安全に利用するためのポイント～」にリンクします。

- 自転車用幼児座席の利用について



三重県警察公式ホームページ

「警察からのお知らせ・交通安全情報・自転車用幼児座席の利用について」
にリンクします。

別 記

○ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

平成20年1月に、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設けることとされました。

令和7年9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

県民一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

○ 三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通安全ストーリー（交通安全啓発動画）を公開中

4つのテーマ（①飲酒運転根絶編、②横断歩道編、③高齢歩行者編、④自転車編）のストーリー仕立ての動画を県ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。

こちらから交通安全啓発動画をご覧ください→

三重県交通安全ストーリー

検索



☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保良・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人三重県銀行協会
- 35 三重交通株式会社
- 36 三岐鉄道株式会社
- 37 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 38 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 39 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 40 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅
- 41 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 42 伊勢鉄道株式会社
- 43 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 44 三重県交通共済協同組合
- 45 日本郵便株式会社東海支社
- 46 日本たばこ産業株式会社津支店
- 47 三重県商工会連合会
- 48 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 49 三重県生活衛生同業組合連合会
- 50 三重県木材組合連合会
- 51 日本赤十字社三重県支部
- 52 公益社団法人三重県医師会
- 53 公益社団法人三重県歯科医師会
- 54 三重県自転車協同組合
- 55 三重県印刷工業組合
- 56 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 57 三重県消防協会
- 58 一般社団法人三重県自動車会議所
- 59 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 60 三重県自動車販売協会
- 61 三重県軽自動車協会
- 62 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 63 三重県中古自動車販売協会
- 64 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 65 三重県 P T A 連合会
- 66 三重県高等学校 P T A 連合会
- 67 三重県子ども会連合会
- 68 日本ボーイスカウト三重連盟
- 69 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 70 三重県青年団協議会
- 71 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 72 三重県国公立幼稚園・子ども園長会
- 73 三重県私立保育連盟
- 74 三重県小中学校長会
- 75 三重県高等学校長会
- 76 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 77 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 78 三重県砂利協同組合連合会
- 79 三重県砕石工業組合
- 80 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 81 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- 82 公益社団法人三重県障害者団体連合会
- 83 三重県私学総連合会
- 84 三重県農業協同組合中央会
- 85 三重県信用農業協同組合連合会
- 86 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 87 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
- 88 三重県厚生農業協同組合連合会
- 89 三重県新生活運動推進協議会
- 90 日本海洋少年団三重県連盟
- 91 一般社団法人三重県建築士会
- 92 三重弁護士会
- 93 三重県人権擁護委員連合会
- 94 三重県交通安全母の会連合会
- 95 公益社団法人三重県観光連盟
- 96 一般社団法人三重県警備業協会
- 97 三重県交通遺児を励ます会
- 98 三重県電気工業工業組合
- 99 公益社団法人三重県酒類衛生会
- 100 三重県小売酒販組合連合会
- 101 伊勢新聞社
- 102 株式会社産業経済新聞社津支局
- 103 株式会社中日新聞社三重総局
- 104 一般社団法人共同通信社津支局
- 105 株式会社時事通信社津支局
- 106 株式会社中部経済新聞社三重支社
- 107 株式会社朝日新聞社津総局
- 108 株式会社毎日新聞社津支局
- 109 株式会社読売新聞社津支局
- 110 株式会社日本経済新聞社津支局
- 111 株式会社日刊工業新聞社三重支局
- 112 日本放送協会（NHK）津放送局
- 113 株式会社 C B C テレビ三重支社
- 114 東海テレビ放送株式会社三重支社
- 115 東海ラジオ放送株式会社
- 116 三重テレビ放送株式会社
- 117 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
- 118 中京テレビ放送株式会社三重支局
- 119 三重エフエム放送株式会社
- 120 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
- 121 三重県遊技業協同組合
- 122 公益社団法人三重県生活衛生営業指導センター

（以上 122 推進機関・団体 順不同）